

定年の定め等確認・申立書

平成 31 年 3 月 31 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

申請事業主代表者 職名・氏名 代表取締役 高齢 太郎 印

労働者代表従業員氏名 千葉 大 印
(署名又は記名押印)

※ 企業等全体の制度について、事業場毎に別葉で、施行日の新しい順に記入してください。

申請事業主名 株式会社 若葉 事業場名 幕張事務所

(1) 定年の引上げ等の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間の、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条(60歳以上の定年)及び第9条第1項(65歳以上の定年又は継続雇用制度)の規定及び周知方法等については、次のとおりです。他に規定しているものはありません。

また、原本の写しを添付します。

申立内容に虚偽があると機構が判断した場合には、支給を受けた金額を返還することに同意します。なお、内容の確認を機構が行う場合には協力します。

制定方法(労働協約・就業規則等)及び就業規則等に規定された適用範囲(正社員、嘱託、パート等)	施行日	労働基準監督署への届出の有無及び届出日	周知方法(掲示場所、交付方法等)	定年制度		継続雇用制度			
				制度有無 年齢	無の場合の 雇用契約期間	制度有無	雇用契約期間	継続雇用の対象者	継続雇用 上限 年齢
【制定方法】 正社員就業規則	平成 31 年 3 月 15 日	① 有 H31. 3. 14 2. 無	事務所内に掲示	① 有・無 66 歳	1. 有 期間: 2. 無	① 有 無	① 有 期間: 1 年 2. 無	① 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	68 歳
【適用範囲】 従業員(パートタイマー、臨時従業員除く)	平成 26 年 4 月 1 日	① 有 H26. 4 . 1 2. 無	事務所内に掲示	① 有・無 62 歳	1. 有 期間: 2. 無	① 有 無	① 有 期間: 1 年 2. 無	① 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	65 歳
	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有・無 歳	1. 有 期間: 2. 無	有・無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳
【制定方法】 パートタイマー就業規則	平成 31 年 3 月 15 日	① 有 H31. 3. 14 2. 無	事務所内に掲示	① 有・無 65 歳	1. 有 期間: 2. 無	① 有 無	① 有 期間: 1 年 2. 無	① 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	67 歳
【適用範囲】 パートタイマー	平成 26 年 4 月 1 日	① 有 H26. 4 . 1 2. 無	事務所内に掲示	① 有・無 62 歳	1. 有 期間: 2. 無	① 有 無	① 有 期間: 1 年 2. 無	① 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	65 歳
	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有・無 歳	1. 有 期間: 2. 無	有・無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳
【制定方法】 臨時従業員就業規則	平成 26 年 4 月 1 日	① 有 H26. 4 . 1 2. 無	事務所内に掲示	① 有・無 歳	① 有 期間: 1 年 2. 無	① 有 無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳
【適用範囲】 臨時従業員	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有・無 歳	1. 有 期間: 2. 無	有・無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳
	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有・無 歳	1. 有 期間: 2. 無	有・無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳
【制定方法】	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有・無 歳	1. 有 期間: 2. 無	有・無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳
【適用範囲】	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有・無 歳	1. 有 期間: 2. 無	有・無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳
	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有・無 歳	1. 有 期間: 2. 無	有・無	1. 有 期間: 2. 無	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 (労使協定 有・無)	歳

(2) 下記及び就業規則について申立てを要する場合は、下欄に内容をご記入ください。

- 定年の引上げ等の制度実施前(改正前)の就業規則等について、労働基準監督署の受理日が当該就業規則等の施行日の翌日から起算して6ヶ月を超えている場合は、労働基準監督署への届出が遅れた理由及び実施日から届出日までの間の周知方法。
